

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和5年4月27日

総務大臣 松本 剛明  
文部科学大臣 永岡 桂子  
農林水産大臣 野村 哲郎  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫  
環境大臣 西村 明宏 殿

国見町長 引地 真  
（ 公 印 省 略 ）

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：貝田・山根の棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

大木戸の棚田（旧大木戸村）

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

##### ・遊休農地等の発生防止

令和6年度まで、大木戸の棚田を含む当該農地における作付面積（現状 26ha）を維持する。

##### ・担い手の確保

令和6年度まで、大木戸の棚田を含む当該農地における担い手を1名以上増加させる。

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ・自然環境の保全・活用

令和6年度まで、大木戸の棚田に面する山林一体に有害鳥獣防護柵を3km設置し、有害鳥獣による被害防止を図り、被害の減少を図る（令和3年被害総額624千円→令和6年被害総額500千円）。

##### ・伝統文化の継承

令和6年度まで、大木戸の棚田で生産される棚田米等を使用した郷土料理（もちやおこわ等）や郷土の特産であるあんぼ柿の体験活動を年に1回以上開催する。

#### （3）棚田を核とした棚田地域の振興

##### ・棚田を観光資源とした地域振興

令和6年度まで、旧大木戸村中心に旧奥州街道貝田宿屋号等の大木戸集落の文化財の保全活動やイベントを1回以上開催する。

### 3 計画期間

認定の月 ～令和7年3月31日

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### （1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田振興活動について、別添2の行程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・遊休農地等の発生防止

大木戸の棚田に近接する地域と連携・情報共有を図り、維持管理・復田作業を行う。

- ・担い手の確保

近接する地域や農事組合法人等と連携・情報共有を図り、担い手を1名以上確保する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

大木戸の棚田に面する山林一体に有害鳥獣防護柵を3km設置し、被害を防ぐ。

- ・伝統文化の継承

地域住民を対象として、棚田米等を使用した郷土料理（もちやおこわ等）や郷土の特産であるあんぼ柿の体験活動を年に1回以上開催し、伝統文化の継承を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

旧大木戸村中心に、写真撮影スポットとして記念碑を1か所設置し、旧奥州街道貝田宿屋号等の大木戸集落の文化財と併せて、「奥州街道貝田宿屋号巡り」等のイベントを1回以上開催し、新たな観光資源とする。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動計画の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

大木戸の棚田振興協議会は、国見町、農業者、農業者団体、貝田・山根集落協定参加者、貝田・山根町内会長で構成。参加者の名称又は氏名については、別添5のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし